けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上３階建て以上で、建物延べ面積が3,000㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、二級建築士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

イ　監理技術者は、一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

ウ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者の監理技術者等は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上２階建て以上で、建物延べ面積が2,500㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事の経験を有する者であること（原則、着工から完成まで従事していること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の監理技術者等は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積が1,000㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事の経験を有する者であること（原則、着工から完成まで従事していること。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「鉄筋コンクリート構造物の耐久性を確保するため品質管理上どのような配慮を行うか。」

・「工事現場周辺の近隣住民等に対してどのような配慮を行うか。」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ048―600―1800（内線2442又は2443）ＦＡＸ048―600―1842

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成31年１月18日から同年２月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は午後５時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.dfeg.mod.go.jp